

地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、互いに連携を取りながら、「チーム」として総合的に高齢者の皆さんを支えているところです。皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

☎ 地域包括支援センター ☎ 029-898-9110



介護や健康のこと

- ❖ 介護予防ケアプランの作成
- ❖ 要介護認定申請の代行
- ❖ 介護予防事業



権利を守ること

- ❖ 成年後見制度の情報提供・支援
- ❖ 虐待の相談・支援
- ❖ 消費者被害への相談・対策

さまざまな相談ごと

- ❖ 介護に関すること
- ❖ 健康や福祉、医療、生活に関すること



暮らしやすい地域のために

- ❖ 医療機関や行政など、さまざまな関係機関との連携づくり



NEW!

地域包括支援センターが新たに増えました

地域包括支援センターは1カ所で運営してきましたが、令和3年7月から霞ヶ浦地区地域包括支援センター（委託）が設置され、今後は2カ所の窓口でより身近できめ細かな高齢者の支援を行います。

霞ヶ浦地区地域包括支援センター

担当地区：霞ヶ浦中学校区
かすみがうら市穴倉 5696-3（ピソ天神内）
☎ 029-833-0331

新設

かすみがうら市地域包括支援センター

担当地区：千代田中学校区、下稲吉中学校区
かすみがうら市穴倉 5462（ウエルネスプラザ内）
☎ 029-898-9110

開設日時



月曜日～金曜日（祝日除く）
午前8時半～午後5時15分



空き家や空き地で困っていませんか

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）

空き家や空き地を放置するのではなく、売却や賃貸、解体などにより、建物や土地の有効活用が可能となります。市では、**相談会**や市内の空き家や空き地を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方のマッチングを行う**空家等・空き地バンク**を設けています。空き家や空き地でお困りの際は、ご相談ください。

Q 空き家を売りたい・貸したい
どうすればいいの？

Q 実家を相続したけど
どうすればいいの？

Q 相続や登記のことが
よく分からない

Q どうやって空き家を
管理すればいいの？



空き家に関するさまざま
お悩みを“専門家”に相談
してみませんか。



空き家無料相談会でお悩みを相談しませんか

日時 10月16日（土）午後1時半から 場所 働く女性の家（稲吉3-15-67）

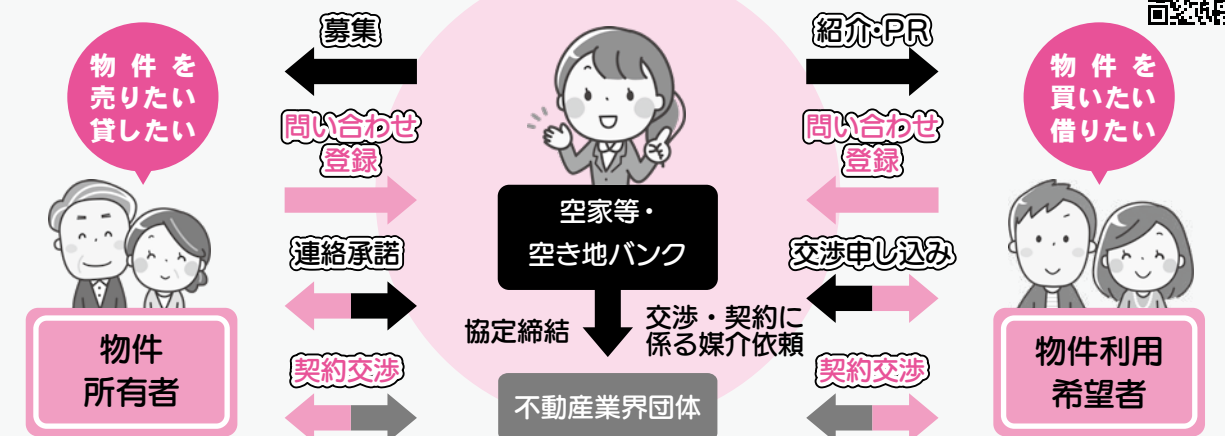


対象者	❖ 市内に空き家を所有している方	❖ 相続などにより、市内に空き家を所有する可能性がある方
内容	不動産・建築・法務の専門家が相談に応じます。 ※1組30分（事前予約制／先着5組） ※相談内容に応じて登記簿や図面、相続関係図などの資料をお持ちいただくとスムーズに相談ができます。	
申込期間	8月10日（木）～9月10日（金） 平日／午前8時半～午後5時15分（田舎除く） 電話または受付窓口で予約の上、申込書を提出してください。 ※電話予約の方は、その日から1週間以内に申込書を提出してください。期限内に提出がない場合はキャンセル扱いとなります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります。	
受付窓口	市民協働課（大和田562） ☎ 029-897-1111	



空家等・空き地バンクを活用してみませんか

空家等・空き地
バンクホームページ



空き家バンクリフォーム事業補助金も活用できます

空家等・空き地バンク制度を利用して空き家（空き地を除く）の売買または賃貸契約を締結した物件利用希望者	一定条件を満たす方がリフォームなどをした場合の費用	上限 20万円
--	---------------------------	------------